

基幹統計調査の承認の状況

(令和2年3月1日～令和2年3月31日分)

令和2年4月30日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
工業統計調査	総務大臣 経済産業大臣	承認事項の変更 調査系統の見直しに伴い、調査票情報の保存期間及び保存責任者のうち、都道府県知事が保存することとされている調査票を記録した電磁的記録に係る記載を削除	R2.3.12
農林業センサス	農林水産大臣	承認事項の変更 2020年センサスの実施に当たり、事務手続の遅延により未実施となっていた宮城県蔵王町における農林業経営体調査について、調査票の配布開始を2019(令和元)年12月15日から2020(令和2)年3月中旬に、提出期限を同年2月28日から同年4月30日に、それぞれ変更	R2.3.16
労働力調査	総務大臣	承認事項の変更 新型コロナウイルス感染症の発生による影響を踏まえ、調査方法について、従前の調査員調査及びオンライン調査を原則としつつ、災害や感染症等の発生により調査員調査が困難な場合には、郵送調査も可能とするよう変更	R2.3.31

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。